

よしの訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人明輝会が開設するよしの訪問看護ステーション（以下、「ステーション」とします。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業とします。」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」とします。）が 介護を要する状態や疾病又は負傷により療養が必要な状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持、回復を図り利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定訪問看護の提供に当たって、看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の介護関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 よしの訪問看護ステーション
- 二 所在地 鹿児島市吉野2丁目17番15号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 保健師または看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
- 二 看護師等は常勤換算で2.5名以上の保健師、助産師、看護師、准看護師を配置する。
事業所の利用申込に係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行う。
- 三 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置する。
訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名以上を配置する。(常勤職員)
看護補助業務および必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 症状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事および排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 人生の最終段階における医療
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料の額は、各利用者の負担割合証に定める割合の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市（旧郡山，喜入，桜島，松元町を除く）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービスの提供を行なっているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 訪問看護ステーションは、訪問看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年15回

(苦情処理)

第11条 訪問看護ステーションは、提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 訪問看護ステーションは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しておく。

3 訪問看護ステーションは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(事故発生時の対応)

第12条 訪問看護ステーションは、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村，利用者の家族，利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 訪問看護ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

- 3 訪問看護ステーションは、利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うよう努める。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。
- (記録の整備)

第13条 訪問看護ステーションは、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する諸記録は、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- (利用者等の秘密保持)

第14条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (個人情報の保護)

第15条 利用者の個人情報を含む各種記録については、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令、ガイダンス等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 また、個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。
- 3 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。また、訪問看護情報提供療養費に係る市町村等への情報提供の際についても、必ず本人又はその家族等の同意を得ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- 一 ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(身体拘束等の原則禁止)

第17条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪

問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 19 条 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他）

第 20 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人明輝会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 5 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。